

デイケアセンターたんぎく 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 丹菊整形外科 が開設する デイケアセンターたんぎく（以下「事業所」という。）が行なう指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復または向上を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地及び定員は、次のとおりとする

一	名 称	デイケアセンターたんぎく
二	所在地	岐阜県羽島市小熊町島二丁目78番地の1
三	事業単位	3単位
四	定 員	1単位目： 18名 2単位目： 18名 3単位目： 18名

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務、1単位2単位3単位を兼務）

管理者は、事業所の運営管理及び統括を行う。

二 医師 1名（常勤兼務1名 管理者と兼務）

医師は、事業にかかわる従業者等の管理、指導を行うとともに、利用者に対しての医学的管理及び評価を行う。

三 理学療法士等 4名

理学療法士等は、リハビリテーション計画の作成を行うとともに、理学療法その他必要なりハビリテーションを行う。

四 介護職員 1単位目 4名 2単位目 4名 3単位目 4名

介護職員は、リハビリテーションの補助を行うとともに、利用者に対して必要な介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1 単位目：月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
2 単位目：月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
3 単位目：月曜、火曜、水曜、木曜、金曜、土曜とする。
ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8時00分から17時30分までとする。なお、サービスの提供時間は
1 単位目：9時20分から10時30分までとする。
2 単位目：10時40分から11時50分までとする。
3 単位目：月・火・水・木・金は13時20分から16時30分まで、
土曜は9時20分から12時30分までとする。
- 三 利用者及びその家族等より利用時間の延長の希望があった場合は、
適当数の職員の配置をして延長サービスを行うものとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 一 事業の提供にあたっては、次条第1項の規定するリハビリテーションの計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 事業の従業者は、事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 事業の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 四 利用者は、事業所の従業者等の指導及び指示に基づき、施設の設備、器械器具等を利用するものとし、他の利用者に対して迷惑となるような行為は慎むものとする。なお、利用中に体調の不良、不具合等があった場合は、すぐに最寄の従業者等にその旨を告げ、適切な処置を受けるものとする。

(リハビリテーション計画の作成)

第7条 医師及び理学療法士その他専ら事業の提供にあたる従業者（以下、「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、上記のリハビリテーション計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されていない場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 事業の従業者等は、それぞれの利用者について、リハビリテーション計画に従ったサービ

の実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第8条 事業の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。1割又は2割又は3割。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用

実施地域を越えた地点から、片道 10 キロ未満 200円
実施地域を越えた地点から、片道 10 キロ以上 400円

二 通常の時間を越え通所リハビリテーションを受ける場合1時間あたり 1500円

三 教養娯楽費 実費

四 おむつ代 実費

五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、羽島市(東海道新幹線線路より北)。半径3km以内。その他の地域に関しては要相談とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 利用にあたって、体調不良等によって通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業の提供にあたる者は、サービス提供時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げ

る措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（苦情処理）

第14条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔第一通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、介護職無資格者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団 丹菊整形外科と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。